

喜重苑

入所時における保証人さんへのお願い

ryougaifukusikai

1. 連絡先について

住所電話番号等変更が生じた場合は、速やかにご連絡をお願いします。

何らかの理由にて保証人の変更を希望される場合もご連絡をお願いします。

2. 居室について

居室は完全個室となります。また、本人の状況変化に応じて居室を変更する場合があります。

3. 面会について

入所された方の気持ちの安定を図るため、可能な限りの面会をお願いいたします。

面会時間は午前9時から午後7時までとなります。それ以外の時間はご相談に応じます。

4. 通院について

基本的に、一人で通院が難しい場合は、付添をお願いします。

入院が必要となった場合は、医師からの症状説明、入院手続きなどお願いいたします。

5. 行事の参加について

当施設は地域と共に歩む施設を理念としています。施設内行事の他に地域の方々や家族と一緒に参加できる行事等については通知をお送りいたしますのでご協力のほどお願いいたします。

6. 要介護（要支援）状態になった場合について

要介護認定の申請を行い、要介護度を受けていただきます。

認定後も、原則、一般型特定施設入居者生活介護の対象となり引き続き入所が継続できます。

7. 看取りについて

一般型特定施設入居者生活介護の施設となっているため可能な限り看取りのケアもできる体制になっています。その状態に応じて協議させていただき最善の対応を図ります。